

水島港津波対応計画[大・中型船舶]

[平成17年2月9日]

沿革	平成18年12月15日	一部改正
	平成22年6月10日	一部改正
	平成25年6月27日	一部改正
	令和3年7月1日	一部改正

水島港台風等対策委員会

1 目的

水島港に津波の来襲が予想される場合において、水島港に在泊中（錨泊船舶を含む。以下同じ。）及び入出港しようとする船舶（以下「在泊船舶等」という。）がとるべき対応、並びに関係行政機関、係留施設の管理者、船舶運航関係者等の関係機関（以下「関係機関」という。）が在泊船舶等に対してとるべき対応について定め、迅速な人命、財産の保護及び船舶交通の安全確保を図り、もって津波による災害を局限することを目的とする。

2 定義

本対応計画における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「大・中型船舶」とは、通常時において施設等の状況から陸揚げ固縛が可能な程度の小型漁船、プレジャーボート等の小型船舶を除く船舶をいう。
- (2) 「大型船舶」とは、水先人又はタグボート等の補助を必要とする程度の船舶をいう。
- (3) 「喫水制限船」とは、船舶の喫水と水深の関係によりその進路から離れることが著しく制限されている動力船をいう。

3 各機関の役割分担

(1) 地域防災計画等との整合性

本対応計画は災害対策基本法に基づく岡山県地域防災計画及び岡山県石油コンビナート等防災計画との整合性を図るとともに、同計画に反映させる。

(2) 関係機関の役割分担

関係機関は、水島港の津波対策を円滑的確に実施できるよう、本対応計画をもとに機関毎に対応要領を定め、相互の連携調整を図り、迅速な情報伝達、船舶避難措置の際の機関間の協力、避難秩序の維持、交通整理などを行う。

4 人命の安全確保

本対応計画の実行に当たっては、人命の安全確保を第一とし、時間的余裕のある範囲で最低限必要な措置をとる。

なお、関係機関にあっては、倉敷市長から指定された避難場所等のほか、自衛防災組織等の構成員のための避難場所など津波の程度に応じた陸上避難場所をあらかじめ確認し、徒歩での避難に係る所要時間を調査しておく。

5 情報の入手及び伝達

津波災害を局限するためには、迅速かつ的確な情報の伝達が重要であることから、津波情報の伝達にあたっては水島港台風情報等伝達系統によるほか、以下のとおり情報の入手及び伝達を行う。

(別紙 水島港台風情報等伝達系統 参照)

(1) 情報の入手

関係機関は、地震による揺れを感じた場合は、揺れの大小に関わらず、気象庁から発令される津波注意報及び警報（以下「津波注意報等」という。）の発令の有無を確認する。

また、在泊船舶等は、航行中にあつては国際VHFを常時聴守することはもちろんのこと、港内在泊中であっても津波注意報等の情報を入手した場合には国際VHFを聴守するとともに、AIS搭載を搭載している船舶にあつては、AISを作動させておく。

(2) 情報の周知

水島海上保安部は、津波注意報等が発令され、水島港及びその周辺海域に被害が予想される場合には、所属船艇、航空機等を巡回させ、在泊船舶及び沿岸地域住民等に対し、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知するとともに、航行船舶に対しては航行警報又は安全通報等により周知する。

また、他の関係行政機関にあっては、あらかじめ機関毎に定めた有効な手段を駆使し情報の周知を行う。

(3) 情報伝達系統の確保

関係機関は、津波注意報等が発令された場合など非常時に専用使用する電話回線を最低1回線以上指定しておくほか、電話回線が不通となった際にも情報伝達が可能となるよう、防災無線、VHF無線、衛星電話等の確保に努める。

(4) 機関内部の情報伝達

関係機関は、各機関内部における指揮系統及び確実かつ効果的な情報伝達系統を明確にし、津波注意報等が発令された場合には、同系統により、速やかに情報の伝達を行う。

(5) 情報の共有化

関係機関は、平素から所属船舶及び取り扱い船舶（以下「関係船舶」という。）の動静把握に努めるとともに、津波注意報等の情報を入手した場合には、速やかに情報を伝達する。

6 避難準備

関係機関及び在泊船舶等は、津波注意報等が発令された場合、以下のとおり対応する。

(1) 基本事項

岸壁係留中の船舶は水位変動と強い流圧を受け、船舶の浮上や移動の量が大きいたまは係留索が切断して漂流し、また、錨泊中の船舶は錨泊限界を超えた流圧を受けて走錨し、衝突、座礁等の事故に発展する可能性がある。

このため、港内在泊中の船舶は、津波注意報が発令された場合には基本的に港外退避することが望ましく、また、津波警報（津波の高さ1m以上）が発せられた場合には港外退避を基本とする。

（別表 津波に対する船舶対応表（大型船舶、中型船舶）参照）

(2) 荷役の中止

港内在泊中の船舶は、震度4以上の地震が発生した場合又は津波注意報等が発令された場合には、直ちに荷役を中止するとともに、津波来襲に備え避難準備を整える。

(3) 水先人等の手配

係留施設の管理者又は船舶運航関係者は、関係船舶が港外退避しようとする場合、速やかに出港のため必要となる水先人、曳船、綱放し業者等を手配する。

この場合、水先人は危険物積載船である大型船舶に優先して乗船する。

なお、通信系統の寸断により水先人等との連絡がとれない場合の措置として、津波警報が発せられた際又は水島港長から避難勧告が発せられた際には、水先人は水島海上保安部に参集し、曳船は出港準備の整ったものから順次危険物積載船である大型船舶付近に参集し、大型船舶の港外退避に備える。

(4) 港外退避船舶への協力

係留施設の管理者は、関係船舶がすみやかに港外退避できるよう可能な限り出港準備作業に協力する。

(5) 入港予定船舶への指示

係留施設の管理者又は船舶運航関係者は、入港が予定されている関係船舶に対し、「避難海域」及び「避難経路」の項に示す避難海域又は安全な海域で待機するよう指示する。

(6) 港内の安全確保

水島海上保安部は、所属船舶をして津波情報の周知が終了次第、船舶の集中する航路付近に配備し、港外退避船舶の交通整理、航法指導を行う。

7 注意喚起等

水島港長は、津波注意報等が発令され、水島港及びその周辺海域に被害が予想される場合、必要に応じ次のとおり注意喚起等を発するものとする。

なお、在泊船舶等は、港長からの注意喚起等を待たずに避難（港外退避、港内避泊及び入港回避）する場合にあっても、本対応計画に沿って避難を行う。

（1）注意喚起

地震の観測により、気象庁から潮位変動等に関する注意喚起がなされた場合などに発する。

（2）第1体制

地震の発生により津波注意報が発令された場合、若しくは同等の津波を伴う地震が発生するおそれがある場合に発する。

（3）第2体制

地震の発生により津波警報、大津波警報が発令された場合、若しくは同等の津波を伴う地震が発生するおそれがある場合に発する。

8 避難海域

水島港周辺海域における避難海域は、児島沖海域、検疫錨地西側海域及び手島西側海域が適当である。

ただし、喫水制限船等余裕水深が得られない船舶については、備後灘及び播磨灘などの広域かつ深水深である海域を避難海域とし、当該海域まで時間的余裕のない場合にあつては、備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路及びその周辺海域の十分水深のある海域において一時的に避難できる。

なお、児島沖海域は、玉野、坂出方面からの避難海域と重複することとなるため、避難時には他の船舶の動静に十分に注意する。

9 避難経路

在泊船舶等は、避難海域に避難する場合、原則として以下のとおり対応する。

（1）在泊船舶（錨泊船舶を含む。）

- ① 水島地区（呼松水路内及び高島周辺海域）の船舶は、水島港内航路を航行することなく、下津井瀬戸を経由して児島沖方面に向かう。

- ② 水島地区（高梁川沿い、呼松水路内、高島周辺海域を除く。）の船舶は、水島港内航路を経由して検疫錨地西側方面に向かう。
- ③ 玉島地区（高梁川沿いの水島地区を含む。）の船舶は、J F E 南側海域を経由することなく、手島西側方面に向かう。
- ④ 喫水制限船は、水島航路を経由して避難海域方面に向かう。
(別図1 避難経路図(在泊・出港船舶)参照)

(2) 出港船舶

出港中の船舶は、引き続き出港のうえ避難海域又は安全な海域に向かう。
(別図1 避難経路図(在泊・出港船舶)参照)

(3) 入港船舶

- ① 水島航路に至っていない船舶は、水島航路に入航することなく、避難海域又は安全な海域で待機する。
- ② 既に水島航路に入航している船舶（喫水制限船を除く）は六口島北方から西側海域に離脱し、検疫錨地西側方面に向かう。
- ③ 水島港内航路に入航している船舶（喫水制限船を除く）は、J F E 南側海域を経由して玉島沖方面に離脱し、手島西側方面に向かう。
- ④ 水島航路又は水島港内航路に入航している喫水制限船は、周囲の状況を勘案し、回頭可能な海域において反転のうえ避難海域又は安全な海域に向かう。
(別図2 避難経路図(入港船舶)参照)

10 出港順序

港外退避に当っては、出港準備の整った船舶から順次出港することを原則とする。

ただし、2次災害の危険度を考慮して、旅客船、危険物積載船である大型船舶、水先人を必要とする大型船舶を優先し、その他の船舶はこれらの船舶の出港を妨げない。

11 緊急措置

津波来襲までに時間的余裕がなく、止むを得ず港内避泊をせざるを得ない場合は、以下のとおり対応する。

(1) 岸壁係留中の船舶

岸壁係留中の船舶は、係留索の増取り等の係留強化を行うなど可能な限りの保安対策を講じるとともに、係留施設の管理者に対し船種、船名、総トン数、積荷の種類及び概略の数量並びに係留施設名を連絡する。

また、係留施設の管理者は、水島海上保安部に対し上記の情報を連絡するとともに、関係船舶と協力し十分な保安対策を行う。

(2) 錨泊中の船舶

錨泊中の船舶であって、揚錨作業中に津波の来襲を受ける可能性がある場合には、却って危険性が高くなるため、錨泊した状態で機関を使用して対処する。

12 避難解除

(1) 第1体制等の解除

水島港長は、津波注意報等が解除され、水島港及びその周辺海域に被害の恐れがなくなったときには、航路障害物の有無等を調査し、安全の確認後、順次段階的に第1体制等を解除する。

係留施設の管理者又は船舶運航関係者は、第1体制等が解除されたときは、関係船舶に伝達する。

(2) 再入港の調整

水島海上保安部は、所属船舶を船舶の集中する航路付近に配備し、入港船舶の交通整理、航法指導を行う。

係留施設の管理者又は船舶運航関係者は、施設被害等を勘案のうえ、水島海上保安部と連絡を密にし、関係船舶が安全に入港できるよう航路障害物等の状況を周知するとともに、入港船舶の集中による船舶海難を防止するため、関係船舶を1隻ずつ順次入港させる等の入港調整を行う。

(3) 南海トラフ臨時情報

気象庁から、南海トラフ臨時情報が発令された場合、別紙のとおり対応すること。

13 対応計画の見直し

本対応計画は、中央防災会議、研究機関等により新たに津波に係る影響評価等がなされた場合には、その都度見直しを図る。

南海トラフ臨時情報に基づく船舶対応表

南海トラフ臨時情報警戒強化

発出の基準・時期	取るべき措置
南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時（発表期間 1 週間）	<p>①在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに 出港できるよう準備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・岸壁管理者の対応の確認 ・荷主企業等の対応の確認 ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認 ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること <p>②自主的な避難行動をとること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

南海トラフ地震注意

発出の基準・時期	取るべき措置
南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表された時（発表期間 1 週間）	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ・連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと

その他の南海トラフ臨時情報

発出の基準・時期	取るべき措置
<p>先発地震発生後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査中（先発地震が発生し、またはゆっくりすべりを観測した時） ・調査終了（巨大地震警戒（注意）のいずれの発表条件を満たさなかった時 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の気象庁の発表に留意すること